

# 社会福祉法人範雄会役員、評議員の報酬等 及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人範雄会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という）の報酬等及び費用弁償について定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、法人を主たる勤務場所とする者でかつ1週間のうち3日以上勤務する者をいう。
- (3) 業務執行理事とは、常勤理事の中で業務執行権を有する者をいう
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれた者をいう。
- (6) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職金であって、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬及び退職金を支給する。
- (2) 非常勤役員については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職金は支給しない。

2 退職金は、退職金規程により支払う

(常勤役員の報酬等及び費用の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額とする
- (2) 退職金については、退職金規程に定める額とする。
- (3) 通勤手当については、給与規定に準ずる額とする
- (4) 常勤役員が職務のため出張をしたときは、当法人旅費規程に基づき、旅

費（交通費、日当、宿泊費）を支給する。

（非常勤役員の報酬等及び費用の算定方法）

第5条 非常勤役員に対する報酬等及び費用の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- （1）報酬等については、別表第2・3・4・5に定める額とする
- （2）非常勤役員が職務のため出張をしたときは、当法人旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊費）を支給する。

（当法人職員兼務常勤役員の報酬の取り扱い）

第6条 当法人の職員を兼ね、かつ職員給与を支給している常勤理事に対しては役員報酬を支給しない。

（報酬等の支給方法）

第7条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- （1）報酬の計算期間は、毎月1日から末日を計算期間とする
  - （2）報酬は、計算期間の翌月15日に現金で支給する。ただし支給日が、当法人の休業日の場合、前営業日に支給する。なお、本人の同意がある場合、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことにより支給することができる。ただし、支給日が金融機関の休業日の場合は、金融機関の前営業日に支給するものとする。
  - （3）退職金は、退職金規程により支給する。
- 2 非常勤役員に対する報酬は、会議に出席した都度、現金で支給する。また非常勤役員が、会議以外の当法人業務を行った場合の報酬は前項の定める支給方法で支給する。
  - 3 法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあったときには、立替金等を控除して報酬を支給する。
  - 4 月の途中に就任または退任や解任の場合の報酬は、月額報酬の20分の1を日額報酬とし、当該月の業務日数を掛けて算出した額を支給する。

（端数の処理）

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- （1）50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- （2）50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

（公表）

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附則

この規程は、平成29年12月1日より施行する

別表1：常勤理事の報酬表（単位：円）

在任年数	月額報酬		
	理事	業務執行理事	常勤理事長
3年未満	270,000	500,000	500,000
3年以上	300,000	530,000	530,000
10年以上	330,000	550,000	550,000

業務執行理事は、職員兼務理事とする

別表2：非常勤理事長報酬（単位：円）

勤務日数	月額報酬
週2日以下勤務	100,000

別表3：理事報酬（単位：円）

業務内容	1日	1回
理事会等への出席	---	3,000
上記の他、業務のための出勤	10,000	---

別表4：監事報酬（単位：円）

業務内容	1日	1回
監事監査・理事会等への出席	---	3,000
上記の他、業務のための出勤	10,000	---

別表5：評議員報酬（単位：円）

業務内容	1日	1回
評議会等への出席	---	3,000